

第 1 0 9 回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和 8 年（2026年） 6 月 2 4 日（水） 午後 1 時 2 1 分から午後 2 時 1 9 分

開催場所 姫路市役所 本館 1 0 階 第 4 会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏 名	出 欠	署名委員	備 考
1	後 藤 明 彦	出席		
2	小 林 隆	欠席		
3	森 下 光 春	欠席		
4	大 西 正 紀	出席		
5	岡 本 富 博	欠席		
6	船 引 政 則	欠席		
7	嘉ノ海 敏 明	出席		
8	青 田 俊 則	出席		
9	沼 田 静 雄	出席		
10	嶋 田 秀 文	欠席		
11	飯 塚 祐 樹	欠席		
12	竹 内 己 良	出席		
13	橋 本 静 枝	出席		
14	小 林 弘 行	出席		
15	吉 田 勝 博	出席	○	
16	竹 内 光 明	出席	○	
17	福 永 信 幸	出席		会長職務代理者
18	青 田 誠	出席		会長職務代理者
19	田 摩 仁 志	欠席		会長

その他の出席者 0 名

農業委員会事務局職員 4 名

議事内容

議案第 1 号	農地確認及び非農地確認について
議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 5 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項及び第 4 項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について
議案第 6 号	相続税等納税猶予適格者証明について
報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第 2 号	農地法第 4 条の規定による届出の専決について
報告第 3 号	農地法第 5 条の規定による届出の専決について
報告第 4 号	合意による解約等の通知について
報告第 5 号	県許可案件の許可状況について

	(令和 8 年 6 月 2 4 日 午後 1 時 2 1 分)
議 長	予定の方が揃われましたので、只今から、第 1 0 9 回総会を開催致します。本日は会長が欠席ですので、代わりに議長を務めさせていただきます。 【 議長挨拶 】 現在の出席者数は、農業委員 1 9 名中 1 2 名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。 なお、小林隆委員、森下光春委員、岡本富博委員、船引政則委員、嶋田秀文委員、飯塚祐樹委員、田摩仁志委員から欠席の連絡を頂いております。 それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を吉田勝博委員と竹内光明委員にお願いいたします。 それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願ひします。 議案第 1 号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第 1 号（P 1 ～ P 2）を説明する。 〔農地確認及び非農地確認について〕 この度は、非農地確認の申請が 1 1 件提出されております。 1 番です。 西庄の田□□□につきまして、「平成 1 6 年以前から露天駐車場として利用している」との申請です。 2 番です。 下手野三丁目の田□□□につきまして、「昭和 5 5 年以前から宅地として利用している」との申請です。

	3 番です。 下手野三丁目の田□□□につきまして、「昭和 5 5 年以前から進入路及び公衆用道路として利用している」との申請です。 4 番です。 家島町坊勢の畑□□□□につきまして、「平成 1 2 年以前から山林となっている」との申請です。 5 番です。 安富町安志の畑□□□□につきまして、「平成 1 6 年以前から山林となっている」との申請です。 6 番です。 安富町安志の畑□□□□につきまして、「平成 1 6 年以前から山林となっている」との申請です。 7 番です。 夢前町筋野の畑□□□□につきまして、「平成 1 0 年以前から住宅敷地となっている」との申請です。 8 番です。 林田町山田の畑□□□□につきまして、「平成 1 6 年以前から車庫、庭となっている」との申請です。 9 番です。 船津町の田□□□□につきまして、「昭和 5 1 年以前から道路の一部として利用されている」との申請です。 1 0 番です。 豊富町神谷の畑 2 筆□□□□につきまして、「平成 1 6 年当時は山林であったが、平成 2 7 年からは太陽光発電設備の敷地の一部となっている」との申請です。 1 1 番です。 飾東町庄の畑□□□□につきまして、「平成 1 6 年以前から公衆用道路として利用されている」との申請です。 現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。 各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
議 長	有難うございます。 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですので、非農地として確認することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、非農地として確認致します。 次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	〔農地法第 3 条の規定による許可申請について〕 議案第 2 号（P 3～P 5）を説明する。 説明に入ります前に、資料の一部訂正をお願いいたします。 P 4 の 1 1 番の案件につきまして、備考欄内の「都市計画区域外」は誤りで、正しくは「調整区域」になります。 それでは説明いたします。この度は、1 5 件の申請が提出されております。参

所有権の移転が13件、使用貸借権の設定が1件、賃借権の設定が1件で、4番、6番、12番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件となっております。申請地は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は2番が法人である外は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な機械及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

1 番から 4 番につきましては、現在耕作面積が 0 m²の新規農家の方の案件です。いずれも営農計画書が添付されております。

夢前町古知之庄の田□□□□につきまして、夢前町前之庄の□□□□□□が、
□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「粟」
となっております。農業を始めることとなった動機としましては、□□□□□□
□□□
□□□と
のことです。

[illegible]

船津町の畑２筆□□□□□□□□につきまして、北平野五丁目の□□□□□□
□□□□□□□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権
移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。農業を始めること
となった動機としましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□とのことです。

4番です。

	許可されますと、耕作面積は□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。 15番です。 飾東町豊国の田2筆□□□□□□□につきまして、飾東町豊国の□□□□□が、□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。 いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
議 長	有難うございます。 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。
委 員	4番の案件について、営農計画書では、諸事情により所有していた農地を別の目的で活用することになった、とありますが、別の目的での活用とは何ですか。
事 務 局	過去に所有していた農地は、4条や5条による転用を行っています。
委 員	今回も転用されてしまうのではないのでしょうか。
事 務 局	いずれ転用される可能性もあるかもしれませんが、市街化区域内の農地ですので、市街化を促進するという観点もあり、現段階で問題視するのは少し早いのかなと考えています。今後の動向を注視していきたいと思います。
議 長	その他、何かございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。この15件についていずれも許可相当と判断される方は挙手をお願いします。
各 委 員	(全員挙手)
議 長	全員の挙手をいただきましたので、いずれも許可相当といたします。 次に、新規農家の聞き取り調査についてですが、事務局からの説明もありましたが北西部地区及び北東部地区農政協議会の意見では、1番、2番、3番、4番のいずれも必要なし、との意見でしたが、こちらについて何かご意見等ありますでしょうか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですので、1番、2番、3番、4番のいずれも新規農家の聞き取り調査は省略することとします。 続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第3号（P6）を説明する。 〔農地法第4条の規定による許可申請について〕 この度は、3件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください

各委員

議長

各委員

議長

事務局

船津町の畑□□□□につきまして、□□□□□□が、「譲り受けて、露天駐

事 務 局	ビニールハウスを建て、トマトを栽培されています。6次化もされており、県の認定農業者でもあります。県の手続きの都合上、新規との扱いになっていますが、実際は継続とのこと。
議 長	ほかに、なにかございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、承認することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。 次に、議案第6号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第6号（P 9）を説明する。 〔相続税等納税猶予適格者証明について〕 今月は、証明願が2件出ております。 1番目は、書写の□□□□□□が所有されていた市街化区域の農地4筆を同居の子であります□□□□□□が相続するというものです。農地の利用状況は、うち1筆は畑作、それ以外は水稻をされています。 北西部地区農政協議会では「適当である」との意見をいただいております。 2番目は、白国四丁目の□□□□□□が所有されていた市街化区域の農地3筆のうち1筆を同居の子であります□□□□□□が相続するというものです。農地の利用状況は、水稻をされています。 中南部地区農政協議会では「適当である」との意見をいただいております。 以上2件の適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。
議 長	有難うございます。 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、承認することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。 ここからは、報告事項となります。 報告第1号「農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第1号（P 10）を説明する。 〔農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について〕 農地中間管理事業に係る農地の貸し借りにあたり、5月にご審議いただきました新規農家2件の聞き取り調査を、6月3日に実施していただきました。 当日は、どちらもご本人が来庁され、担当委員から、営農意欲、農業機械等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も

議長 報告ありがとうございます。
 それでは、この聞き取り調査の概要報告を、調査メンバーの委員からお願い
 します。

委員

議長

各 委 員

議長

事務局

議長

各委員

議長

事務局

議長

各委員

議長

事 務 局	報告第4号（P20）を説明する。 〔合意による解約等の通知について〕 合意による解約等の通知について、この度は、利用権に該当する使用貸借契約の解約の通知が1件ありましたことを、ご報告いたします。
議 長	有り難うございます。何かご質問等はございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですね。確認をお願いします。 次に、報告第5号「県許可案件の許可状況」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第5号（P21）を説明する。 〔県許可案件の許可状況について〕 県許可案件の許可状況について、3月末付けで1件、5月22日付けで3件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。
議 長	有り難うございます。何かご質問等はございませんか。
委 員	1番の案件について、昨年6月に審議し、今年の3月末に許可が下りていますが、これだけ時間がかかった理由は何ですか。
事 務 局	他法令、具体的には盛土規制法に関しての審査に時間を要していたようです。
議 長	ほかに、なにかございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですね。確認をお願いします。 以上で、本日の議題は、すべて終了しました。 全体を通して、何かございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。 (午後2時19分 終了)

議事録署名委員

(議 長)

青 田 誠

(署名委員)

吉 田 勝 博

(署名委員)

竹 内 光 明
